

条例の構造（修正案 ver. 7）

前文

I 総則

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 条例の位置付け
- (4) 自治の基本理念
- (5) 自治の基本原則
 - ア 情報共有の原則
 - イ 参画の原則
 - ウ 協働の原則

II 市民、議会、~~および~~執行機関等の役割と責務

1 市民

- (1) 市民の知る権利
- (2) 市民の参画の権利
- (3) 市民の役割と責務

2 議会

- (1) 議会の役割と責務
- (2) 議員の役割と責務

3 執行機関等

- (1) 市長の役割と責務
- (2) 執行機関の役割と責務
- (3) 職員の責務

III 自治運営の基本的事項

1 情報共有

- (1) 情報の共有
- (2) 情報公開
- (3) 個人情報の保護

2 参画

- (1) 地域のまちづくりへの参画
- (2) 市政への参画
- (3) パブリックコメント手続
- (4) 附属機関等の委員の公募
- (5) 住民投票

3 協働

- (1) 協働の推進
- (2) 地域コミュニティ協議会
- (3) 市民活動団体

4 行政運営

- | | |
|-----------|---|
| (1) 総合計画 | (6) 外部監査 |
| (2) 財政運営 | (7) 公益通報 |
| (3) 説明責任等 | (8) 政策法務 |
| (4) 行政手続 | (9) 行政組織の編成 |
| (5) 行政評価 | (10) 危機管理体制の整備等 |
| | (11) <u>(10)</u> 国および他の地方公共団体との連携および協力 |

IV 条例の見直し等

- (1) 条例の検証
- (2) 条例の見直し